

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例
公布年月日・番号 平成 27 年 3 月 31 日・東京都条例第 66 号

1 概要

(1) 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）の施行による土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の改正に伴い、指定調査機関の指定等に関する手数料に係る規定を設ける必要がある。

(2) 改正内容

条例別表に、指定調査機関の指定の申請等に係る手数料を次のとおり定める

- ア 指定調査機関指定申請手数料 30,900 円 （徴収時期は、指定申請のとき。）
イ 指定調査機関指定更新申請手数料 24,800 円 （徴収時期は、更新申請のとき。）

2 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局環境改善部化学物質対策課

直通 03-5388-3503

内線 42-411